

令和元年度 山形県行政支出点検・行政改革推進委員会 第 3 回 会 議 会 議 録

◇ 日 時 令和元年度 1 2 月 2 日 (月) 13 : 00 ~ 14 : 40

◇ 会 場 1 6 0 2 会議室

◇ 出席委員

委員長 砂田洋志

委 員 尾形律子、田中達彦、中鉢美佳、

(欠席委員：小口裕之、小関健太郎、樋口恵佳、山上絵美)

〈五十音順、敬称略〉

1 開 会

(事務局)

ただ今より、「令和元年度山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」の第3回会議を開催いたします。

2 報 告

(砂田洋志委員長)

報告につきまして、事務局より報告をお願いします。

◇第2回会議の質問事項について

報告資料に基づき説明

(行政改革課長)

第2回会議で、行革プランの進捗管理の中で、2点御質問等をいただいておりますので、確認しました結果などを報告申し上げます。

一つ目は、田中委員からテレワークの平成30年度実績(35名延べ60日利用)に関して、分母となる職員数についてお尋ねいただいております。

所管しております人事課に確認いたしましたところ、テレワークの対象となる職員は、知事部局に勤務する常勤職員から交替制勤務等の職員を除いた人数となります。しかし、交代制勤務等の職員数は少数であり、日々変動するため把握が難しいことから、対象となる職員数は、常勤職員約4,000人と捉えていただければと存じます。

二つ目は、小関委員から光熱水使用量の支出額の把握について、「支出点検ということから考えれば、目標は金額で設定・把握すべきではないか」という御意見をいただいております。

このことについて、各項目は、省エネルギーの取組みと併せて把握している関係で

量が基準となっており、金額としては把握されていない現状です。また、前回の委員会で説明のとおり、単価の変動もあり、職員のモチベーションの維持やその啓発活動等を考慮いたしますと、引き続き量での進捗管理、働きかけを行ってまいりたいと考えますので御理解を賜りたく存じます。

なお、庁舎など県が所有する建物（一般財産施設）における光熱水費の支出金額を集計してみましたところ、基準年となる平成 25 年度の光熱水費は 18.2 億円で、平成 29 年度は 16.9 億円と、1.3 億円の減となっています。

また、県施設の維持管理に係る費用の低減については、光熱水費だけでなく、公共施設等の維持管理、更新等に係る経費の合計となりますが、「トータルコスト」の県民 1 人当たり負担額によって把握しており、行革プランの中でも数値目標を設定して、毎年度、進捗を公表しています。

3 議 事

（砂田洋志委員長）

それでは、議事(1)の「事務事業評価（事業レベルのP D C A）」に進みます。前回同様、各部局の事業の内部評価について、外部の目線でチェックするという観点から御発言いただきたいと思っておりますので、委員の皆様はよろしくお願いいたします。

まず、農林水産部の「地域農業を支える元気な中小稲作農家支援事業費」、「県産米等輸出力強化推進事業費」及び「やまがたスマート農業普及推進事業費」について、説明をお願いします。

◇地域農業を支える元気な中小稲作農家支援事業費について

資料 1-1 及び 1-2 に基づき説明

（農林水産部次長）

「地域農業を支える中小稲作農家支援事業費」について、御説明いたします。

最初に「事業概要」を御説明いたします。「地域農業を支える中小稲作農家支援事業」は、地域農業を支える中小稲作農家が知恵と工夫を活かす取組を対象に、規模拡大を図らなくても所得を確保できる農業経営モデルの創出に向けてオーダーメイド型の支援を行い、意欲ある多様な農業者が活躍できる「農業県やまがた」の実現を図るものです。この事業は中小稲作農家が3年間で販売金額を 1.2 倍以上に拡大し、所得を3年間で 1.3 倍以上に拡大する等のために必要な農業用機械の取得等に対し助成するものです。平成 30 年度は、3名の農業者に対し、補助率 2分の1 にて市町村を經由し 494 万円を交付しました。

次に「内部評価内容」について御説明いたします。

まず、「事業目標の妥当性・達成度」について説明します。本事業は、農山村の地域社会を支える中小稲作農家が、規模を拡大させなくとも経営を成り立たせることができる農業経営モデルを創出する事業です。意欲ある多様な農業者が活躍できる「農業県やまがた」を実現するために重要であり、優先度が高い事業であります。

平成 30 年度は、3 件の支援を実施しております。取組みの成果として、一例を申し上げますと、秋収穫の露地ネギ栽培用に、肥料散布機、運搬整地キャリアを導入した A さんは、露地ネギを平成 30 年度に 58a 栽培し 1,637,800 円の販売額となりました。令和元年度は栽培面積を 70a に増やし、現在、順調に収穫中です。価格動向についても、過去 5 年間の平均価格に対し 93%と推移していることから、20 万円程度の収入増が期待できます。目標指標である生産農業所得の向上につながることから、5 項目の評価を全て「A」としました。

次に「事業内容の妥当性」については、6 項目中 5 項目の評価を「A」とし、1 項目を「C」としました。「活動実績は見込みに見合ったものであるか」を「C」と評価したのは、中小稲作農家への支援件数が当初見込みに対して大幅に少なかったためです。

次に「役割分担の妥当性」については、山形県の“基盤産業”として農業の全体的な発展を推進するため、県内の全ての農業者間に支援を受ける機会の差が生じないよう県が実施する必要があることから、評価を「A」といたしました。

最後に、「今後の課題・改善点等」についてですが、「地域農業を支える中小稲作農家支援事業」については、平成 30 年度の実績を踏まえて見直しを行い、現在の枠組みでの支援は廃止しております。ただし、中小稲作農家の支援については、市町村や J A から一様に賛同を得られており潜在的ニーズは高いことから、規模拡大を目指す農業者に対しては、トップランナー育成事業の活用を誘導するとともに、高付加価値作物の導入など新たにチャレンジする取組みについては山形県農山漁村地域持続的発展活動支援事業において支援を行ってまいります。

◇県産米等輸出力強化推進事業費について

資料 2-1 及び 2-2 に基づき説明

(農林水産部次長)

「県産米等輸出力強化推進事業」について、御説明いたします。

最初に「事業概要」を御説明します。本事業は、米の低コスト・多収栽培の普及により、農家所得を確保しつつ、業務用としての米の輸出促進を中心としながら、ブランド米を含めた県産米の輸出拡大の加速化を図ることを目的に実施しております。

平成 30 年度は、五つの事業で構成されており、事業内容は大きく二つに分かれています。

一つ目は、輸出用米の生産・加工に係る取組みであります。低コスト・多収栽培米による県産米の輸出競争力の強化に向けて、低コスト・多収技術の県内生産現場での実証を行い、実証ほど生産された米の求評調査を香港とシンガポールで実施いたしました。また、輸出検疫上の制約で精米輸出のハードルが高い中国向けに、実証ほど生産された米を用いたパックライスを試作し、中国国内で求評調査を行っております。

二つ目は、海外市場への輸出拡大に向けた取組みであります。県産米等の海外での認知度向上及び販路拡大に向けて、ハワイ州ホノルル市とカリフォルニア州ロサンゼルス市でプロモーションを展開したほか、県産米の輸出拡大に積極的に取り組む事業者に対し、県産米の輸出拡大に向けた戦略的かつ先駆的な取組みに係る経費の一部を上限額

150 万円で補助しております。また、県産米等の魅力を伝え、他産地との差別化を図るツールとして、輸出が期待できる品目の特長等を記載したパンフレットを作成いたしました。

次に「内部評価内容」を説明いたしますが、事業評価にあたっては、県産米の輸出拡大の加速化につながる活動指標及び成果指標を設定し、評価しております。

「事業目標の妥当性・達成度」については、5 項目全てを「A」評価としました。社会的ニーズと捉えている農業所得の向上を事業の目的とし、県の実績や政府の目標の伸び率を勘案し設定した成果指標を上回る実績を上げたことなどから、評価を「A」としたところです。

次に「事業内容の妥当性」については、6 項目全ての項目を「A」としました。活動実績については、低コスト・多収栽培米の収量が目標には届かなかったものの、計画に沿って実施できたことから、「A」としております。続いて、支出先の選定についてですが、公募型プロポーザル方式を採用するなどして適時適切に専門的知識を有する法人を選定できたため「A」としてしております。受益者との負担関係については、県産米輸出加速化事業費補助金では受益者が2分の1を負担する一方、他の事業では、県産農産物等全体のイメージアップと知名度向上を図るため、受益者が特定されないこと、また、受益者がそれぞれリスクを負って事業を実施することを踏まえ負担は求めないなど、事業内容に応じ受益者の負担内容を設定したことから「A」としてしております。加えて、「費用・使途」や「事業実施に当たっての他の手段・方法等」についても、外部への業務委託は必要最小限とし、低コストに努めたことから「A」としてしております。

なお、類似事業がある場合の他部局等との役割分担についてですが、類似事業はありません。

次に「役割分担の妥当性」については、県産米等の輸出拡大に向けた取組みを県全体で実施するため、市町村、民間等と連携しながら、県が実施する必要があるものと認識しております。

最後に、「今後の課題・改善点等」については、低コスト・多収栽培米の現地実証で目標とする収量を得られなかったため、現地実証を継続して実施してまいります。また、米国でのプロモーションでは、小売よりも安定した需要が見込まれる、レストラン等をターゲットとして、更なる認知度向上に継続して取り組んでまいります。

◇やまがたスマート農業普及推進事業費について

資料3-1及び3-2に基づき説明

(農林水産部次長)

「やまがたスマート農業普及推進事業」について、御説明いたします。

最初に「事業概要」を説明します。「やまがたスマート農業普及推進事業」は、本県における「スマート農業」を推進するため、「給排水遠隔制御装置による水田水管理の省力化」、「IT管理ツールの導入によるすいかの生産工程改善」、「小型気象観測装置によるりんご・すいかの病害感染予測」、「ハウスきゅうりの栽培管理のモニタリングによる技術継承」、以上四つの技術の実証に県内各地で取り組むとともに、これらの取組み

の実証効果や県内外のスマート農業の情報を幅広く生産者等に伝えるフォーラムを開催しています。

次に「活動指標及び成果指標」ですが、事業評価に当たっては、展示効果も狙った各地での「新技術等の実証事業への参加農家数」を活動指標としたほか、第3次元気再生戦略で目標としている「県内におけるスマート農業の取組件数」を成果指標としております。

次ページの「事業目標の妥当性・達成度」の評価項目「県民や社会のニーズを的確に反映しているか」及び「優先度の高い事業となっているか」については、担い手の高齢化や減少により本県農業生産力の大幅な低下が懸念されることから、省力的で高い生産性の技術が求められており、優先度が高い取組みと考えており、何れも評価を「A」としてしております。

次に「目標水準は妥当か」については、平成29年度の水準を基にして設定しており、さらに30年度の実績を踏まえて上方修正して取り組むこととしていることから評価を「A」としてしております。

また、「期待する成果が得られたか」、「整備された施設が十分に活用されているか」については、各技術については計画どおりに現場に導入、実証に取り組み、水管理の省力化などの導入効果等について確認でき、その取組みの実績や効果等を研修会やフォーラム開催等により周知できたこと、県内におけるスマート農業の取組件数は目標を上回る42件であったことから、それぞれ評価を「A」としてしております。

次に、「事業内容の妥当性」についてですが、「活動実績」については、予定していた各技術が計画どおりに現場に導入にでき、実証に取り組むことができたことから、評価を「A」としてしております。

また、「支出先の選定が妥当か」、「受益者との負担関係」、「使途が事業目的に即し真に必要なものか」については、取り組む技術は商品化が限られており、メーカー等は限定的なため、支出先が限られること、この取組みが社会実装前の段階で、これまで費用対効果の検証が十分ではない技術について実証を行い、その結果を踏まえて現場（受益者）への普及を図る予定としているものであるため、それぞれ評価を「A」としてしております。

次に、「他の手段・方法等が考えられる場合、より効果的あるいは低コストで実施できているか」については、県内各地域の実証では、各総合支庁農業技術普及課が中心になって取り組むことにより、円滑な事業実施を実現していることから、評価を「A」としてしております。

次の「類似事業との役割分担」、また「役割分担の妥当性」については、実証前の研究段階の技術については、試験研究機関で研究課題に取り組んでおり役割分担ができていること、本実証事業は実施場所が限られる一方でその成果を県全体に波及させていく必要があることから、県が取り組むことが必要であると考え、それぞれ評価を「A」としてしております。

最後に「今後の課題・改善点等」につきまして、水稻の水管理時間の削減などの取組成果が得られておりますが、費用対効果などの経営分析や年次変動の確認のため検証の

継続が必要であると考えております。また、実証に取り組んだ生産者からはその効果について一定の評価を得ておりますので、事業の取組みや成果等について引き続き周知を図ってまいります。

(砂田洋志委員長)

まず、「地域農業を支える元気な中小稲作農家支援事業費」について御意見、御質問あれば御発言をお願いします。

(中鉢美佳委員)

当初の見込み件数よりも実績件数が少なかったのが残念と感じたところです。補助要件の3年後に販売金額1.2倍、農業所得1.3倍という設定が妥当だったのか検証が必要だと思います。

大幅に事業費が余った場合には、どのように処理されているのでしょうか。

(農林水産部次長)

事業費が余った場合の処理としては、補正予算に間に合う場合には2月補正予算で減額補正を行っており、間に合わない場合は決算で減額しております。

補助要件については、非常に悩んでいるところです。中小経営の農業者に対する支援の要望は非常に強いのですが、単純な機械の更新とならないように、農業経営にプラスになるような指標を要件として設定し、農業者に頑張っていただきたいという思いで事業を組み立てています。

今年度については、なるべくいろいろな方が利用できて、農業経営が拡大していくように事業内容の見直しを行っております。

(砂田洋志委員長)

なかなか補助要件設定のさじ加減は、難しいということですね。よくわかりました。

(尾形律子委員)

平成29年度は成果実績が出ていて30年度の実績は未確定で空欄ということですが、30年度の目標値については記載があり、29年度の成果実績よりも低い数値となっておりますが、これは何をベースに設定しているのでしょうか。

(農政企画課長)

この事業を始めた時には、生産農業所得の平成29年度の実績が出ていなかったことから、30年度の目標値の1,050億円を目指してこの事業を始めましたが、その後、我々が当初目指した30年度の目標値を超える29年度の実績値が出ました。

そういう意味では、当初の目標値が低過ぎたと思われれます。

(尾形律子委員)

確かに私もそのように思います。この事業は平成 30 年度で終了ということで、相当な達成度で終了したとの評価になるのでしょうか。

(農政企画課長)

平成 30 年度の生産農業所得の統計値は今後出てきますが、30 年度は 3 件しか支援できておりませんし、この事業が全体の統計値にどれだけ寄与するかというと、正直、微々たるものではないかとも思っております。この事業によって、効果が上がって生産農業所得が何億も増えたということは考えにくいのですが、少しは効果があったのではないかと思っております。

(砂田洋志委員長)

事業をやってみたら、いま一つ成果が得られなかったため発展的解消という形で事業内容を見直し、次の事業につなげていっていると捉えてよろしいでしょうか。

とはいえ、3 件の農家に支援しておりますので、その支援した農家のフォローアップを行っていくことが、残された課題の一つになると考えますがよろしいでしょうか。

この事業が廃止されたことで困る農家がいるようでしたら、困らないように他の事業を案内するなどフォローしていただければと思います。

(農林水産部次長)

結構でございます。

この事業は、3 年間、毎年モデルチェンジしております。平成 29 年度の事業は、1 件しか採択がありませんでした。実施事業主体を 1.5ha 未満の稲作主体の農家としていた要件が厳しかったとのことから、30 年度は要件を見直して実施したものです。

今年度につきましては、視点を変えまして農林漁業者による所得向上に向けた幅の広い芽出しについて、分野を問わない支援という形で実施しております。このような見直しを行った結果、12 件の応募があり、金額的には予算を下回っていますが、より多くの方から取り組んでいただいております。

(砂田洋志委員長)

補助要件の見直しを行った効果が出てきているということだと思います。

次に、「県産米等輸出力強化推進事業費」について御意見、御質問あれば御発言をお願いします。

(中鉢美佳委員)

この事業は、順調に進んでいると思います。この事業で作成したパンフレットを見ましたが、彩りが豊かで山形の良いところが凝縮されていると思いました。観光 PR にも使える写真も載っているので、観光の事業とも一緒になってやってみてもよいと思います。

(砂田洋志委員長)

山形の米は、高品質と認識しております。低コスト・多収米というと高品質のものではありません。このような米を売り込もうとすると、山形の米は高品質ではないと誤解されてしまう可能性もあるのではないのでしょうか。そのあたりのブランディングについてはどう考えていますか。また、従来のマーケティング戦略との整合性はどのように考えていますか。

(農林水産部次長)

県産米のイメージについて、国内に限っていうとその通りでして、「つや姫」「雪若丸」「はえぬき」、それぞれ手をかけて研究して作った米が、山形のブランドをけん引しております。

海外の場合は、相手国によってだいぶ状況が変わります。

海外を三つに分けて考えております。一つはアメリカですが、そもそも県産米の輸出が少なく、現地にカリフォルニア米というおいしい品種がある一方で、購買力が非常に高い地域です。現在、初期段階ではありますが、ハワイ・カリフォルニアを中心に、「つや姫」などの高品質の県産米のプロモーションを継続して実施し、県産米の認知度を高めて輸出拡大を進めているところです。

もう一つは、ASEAN、香港、シンガポールです。ここは、実際に「つや姫」や「はえぬき」などの県産米が多く輸出されているところです。その輸出量を維持しながらも、国内市場の縮小への対応として、消費量の多い日本食レストランチェーン店や回転ずし店などをターゲットに、更なる輸出を進めていくため多収米の栽培実証を進めております。

もう一つは中国です。中国は検疫の基準が非常に厳しく、くん蒸した状態でないと輸出できない状況となっております。そのため、検疫のないパックライスの状態での輸出を進めていきたいと考えております。

このように、国内のブランド戦略を維持しながらも、相手国の状況に合わせて輸出を拡大していきたいと考えております。

(砂田洋志委員長)

ASEANや香港、シンガポールなど、「つや姫」等を通じて日本の米への良いイメージを持っている地域に対して、高品質でない米を入れてしまうと県産米のイメージダウンにつながるのではないかと心配したところです。今の説明ですと、低コスト・多収米は、一般消費者に売るというよりは、日本食レストランなどの業者向けに進めていると認識してよろしいのでしょうか。

(農林水産部次長)

結構でございます。

(砂田洋志委員長)

次に、「やまがたスマート農業普及推進事業費」について御意見、御質問あれば御発言をお願いします。

(砂田洋志委員長)

今回はすいかやりんごのスマート農業の提案がなされています。しかし、事業の趣旨からいうと65歳以上の農家の方が大変増えており、その方々の負担や苦労を軽減できないかということが出発点だと思います。山形は水稲が主流ですので、水稲へのスマート農業の支援にはどのようなものがあるか教えてください。

(農林水産部次長)

水稲につきましては、給排水遠隔制御装置による水田の水管理の省力化について実証を行っております。日本は山がちな地形でありますので、水田の水の管理が非常に重要です。

今、農村で何が起きているかということ、70歳台後半くらいの方が、農業のリタイアを考え、比較的若い農家の方に水田を委託し耕作してもらうことが増えています。若い方が少ない地域になると、あつという間に30haや40haという自分自身で管理できる能力を超える水田が一人の農家に集まってしまい、管理しきれなくなってしまうという状況が起こりつつあります。そのような問題を解決するための方策として、一つとしては、土地改良事業を行って区画を広げることがありますが、これは費用も時間もかかるし、農家の負担もかかります。もう一つの選択肢として、スマート農業として、水管理を機械化して、一人の人が管理できる面積を広げようというものでございます。

こちらにも、それぞれの水田ごとに給排水装置を整備しなければならないという課題はありますが、試行錯誤しながら新技術の実証を行っております。他には、ドローンを使った農薬散布なども実施されてきております。

(砂田洋志委員長)

水稲栽培で給排水の問題があることはわかりました。しかし、耕すということについてスマート農業として何かできることがあるのではないかと思います。稲作農家で一番困っているところに対して、重点的に支援が必要なのではないでしょうか。

(農林水産部次長)

水稲のスマート農業としては、給排水の遠隔制御のほかに、自動運転のできるGPS機能の付いたトラクターを、各農業機械メーカーで出しておりますが、非常に高額となっております。法人化して大規模に農業経営を行っているところであれば導入できるかもしれませんが、取り組みやすさの観点から、需要の幅の広い水管理について、技術の実証を行っているところです。

(砂田洋志委員長)

取り組みやすさの観点と、水稻の水管理が大事であるという観点を踏まえて実施しているという県の狙いがよく分かりました。

(農林水産部次長)

単純な機械の導入に対する支援ですと、法人等の資産の形成にもなりますので、支援するには一定の要件の枠組みが必要になりますけれども、それよりも少ない経費で実施できる給排水制御の技術であれば、実証を行うことで広く活用していけるのではと考えています。

(田中達彦委員)

農林水産部から三つの事業について説明をいただいたのですが、きちんとP D C Aが働いているなという印象を持ちました。特に最初の事業については、結果を踏まえて事業の見直し・軌道修正を行ったということでP D C Aが働いているなと思います。

その上で、前回、P D C Aの時間軸について話をしたところですが、三つの事業を並べた時に、長い時間でじっくりとP D C Aを回していくべきもの、短期間で成果を求めてP D C Aを短い期間で行っていくべきものと、いろいろあると思います。そのようなことも頭においていただければと思います。

(農林水産部次長)

そういう意味では、中小稲作農家の支援やスマート農業については、担い手となる農業者の減少という共通した課題を持っており、長い時間軸で、随時事業の評価を行いながら、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。

(砂田洋志委員長)

次に、県土整備部の「セーフティネット住宅供給促進事業費」について、説明をお願いします。

◇セーフティネット住宅供給促進事業費について

資料4-1及び4-2に基づき説明

(県土整備部次長)

「セーフティネット住宅供給促進事業について、御説明いたします。

最初に「事業概要」を説明します。資料4-2の下段、「事業目的」の※印を御覧ください。

「新たな住宅セーフティネット制度」は、低額所得者や高齢者、子育て世帯など、住宅の確保にあたって配慮を要する方々に対し、民間賃貸住宅の供給促進を図るものです。

これまでは、県営住宅や市町村営住宅が住宅セーフティネットの中核を担ってきましたが、これらに加えて民間の空き家や空き室を活用したセーフティネットを構築するため、平成29年10月の「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(住宅セーフティネット法)の改正により新たにスタートした制度となっております。

具体的には、その下「事業内容」欄になりますが、県に登録されたセーフティネット住宅を改修する場合、要配慮者が入居することを条件に、所定の要件を満たす工事費の3分の2、1戸あたり最大で200万円を国・県・市町村が補助することで、セーフティネット住宅の登録・供給を促進しようとするものです。

なお、セーフティネット住宅に入居する者が低額所得者である場合は、国と地方が家賃を補助する制度もありますが、こちらは国と市町村の負担で実施しており、県の負担はありません。

次に「内部評価」の内容について説明します。評価項目のうち「活動実績は見込みに見合ったものであるか」については、「C」評価といたしました。これは、予算要求時に見込んでいた補助対象戸数40戸に対し、補助金交付実績が2戸にとどまったため、このような評価としたものです。補助実績が低調だった理由としましては、「新たな住宅セーフティネット制度」の根拠となる法律の施行が平成29年10月（公布は同年4月）であったため、平成30年度の予算措置に向けての検討時間が十分に確保されず、補助制度を設けた市町村が四つの市町にとどまったことが挙げられます。

次に、評価項目「期待する成果が得られたか」については、「B」評価といたしました。これは、補助金交付を40戸と見積もっていたため、セーフティネット住宅の登録・供給戸数も40戸以上と見込んでおりましたが、平成30年度中の登録実績が35戸と目標には若干届かなかったことから、このような評価としたものです。

なお、補助金の交付を受けていない住宅33戸のうち、補助制度を持つ市町にあるものが23戸となっております。これらの住宅は、既存入居者がいるなどの理由により平成30年度中の改修には至らなかったものですが、今後退去者が出るなどのタイミングで補助金を活用した改修が見込まれております。

今後の課題といたしまして、補助制度を持つ市町村を拡大し、県内の幅広い地域でセーフティネット住宅を増やしていく必要があると考えております。

県では、市町村に対し、会議の開催や個別訪問などを通じて補助制度創設の働きかけを行ったことなどにより、令和元年度は補助制度を持つ市町村が4市町から6市町に拡大し、登録住宅も197戸まで増加しているところです。今後も働きかけを継続しながら、セーフティネット住宅の登録・供給と、要配慮者の受入れの拡大を促進してまいります。

（砂田洋志委員長）

ただいまの事業について御意見、御質問あれば御発言をお願いします。

（砂田洋志委員長）

この事業は、市町村の実施している空き家バンク事業と重複はありますか。

（県土整備部次長）

登録の基準を満たしていれば、空き家バンクに登録されている物件をセーフティネット住宅として登録することもできますので、両方の制度に登録できる物件もあるということになります。ただし、空き家バンクの対象は、戸建て住宅に限定されていたり、法

人所有の物件や賃貸用の物件を対象外としていたりする場合があります。一方、セーフティネット住宅のほうは、戸建て住宅に限らずにアパートなどの集合住宅や、法人所有の物件も対象としていること、賃貸住宅に特化した制度ということで、売買を想定していないということで、制度的には空き家バンクと重複しない部分もあります。

また、空き家バンクですと、耐震性に関しての規定を設けていなかったり、安全性に問題がない、利用可能な物件などと抽象的な規定がなされていたりする場合がありますが、セーフティネット住宅のほうは、昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準を満たすことが必須となっており、耐震性がない場合には補助金を活用して耐震化を促す制度もあり、さらに要配慮者の入居を拒まないなどの福祉的な性格があるなどの違いがありますので、制度の細かな部分については、重ならない部分も多くあります。

(砂田洋志委員長)

分かりました。委員から空き家バンクとの違いが分かりにくいという意見もありましたのでお聞きしたところです。

また、市町村において予算化する時間がなかったということですが、法律の制定に当たっては、段階的にでも情報の開示がなされるものであり、準備することはできたのではないのでしょうか。

(県土整備部次長)

法律は平成 29 年 4 月に公布されたものの、制度の詳細が分かる関係政令省令が 10 月に出されたため、具体の中身が 10 月にならないと分かりませんでした。夏に国土交通省の説明会があり、その情報を県から市町村に提供しましたが、制度の詳細が分からない中で、補助制度を設けた市町村が四つの市町にとどまったものです。

(砂田洋志委員長)

今年度の件数が伸びているならば、昨年度の分が今年になって申請されているところもあるのでしょうか。

(事務局)

空き家バンクの事業にも関わっていらっしゃる、本日欠席の山上委員から、「この事業については知らなかったので、周知方法を検討する必要がある」という意見を頂戴しておりますが、この点についてはどうでしょうか。

(県土整備部次長)

県土整備部においては、本制度の市町村向けの説明は、市町村営住宅担当課に対して行ってきていますが、市町村によっては、空き家バンクの担当課とは別の課が本制度を担当していることが多いという状況もあったようです。今後、この制度の説明を行う場合には、関係課にも声がけをいただいて、市町村の中で情報共有を図っていただき、より多くの方に情報が届くように努めていきます。

(砂田洋志委員長)

良い事業ですので、さらに進めていただきたいと思います。

次に、教育庁の「教職員働き方改革推進事業費」及び「子どもベンチャーマインド育成事業費」について、説明をお願いします。

◇教職員働き方改革推進事業費について

資料５－１及び５－２に基づき説明

(教育次長)

「教職員働き方改革推進事業」について、御説明いたします。

最初に「事業概要」を御説明いたします。「教職員働き方改革推進事業」では、教員の多忙化解消を図り、新学習指導要領の確実な実施、学校教育の充実のため、教員の代わりに学習プリント等の印刷やアンケート等のデータ入力など、事務的な業務を代行を行うスクール・サポート・スタッフを小・中学校の大規模校に、平成30年度は小学校24校、中学校6校に各1人、計30人配置しております。

また、教員の負担軽減を図るため、部活動の顧問教員と連携を図りながら、教員に代わって部活動全体の管理運営、けが対応等の安全管理、及び実技指導を行い、教員が付かなくても大会や練習試合に引率できる部活動指導員を中学校に平成30年度は県内公立中学校の約半数50校に57人配置しております。

続いて、「内部評価（活動実績と成果）」について、御説明いたします。まず、「活動実績は見込みに見合ったものであるか」につきましては、スクール・サポート・スタッフは当初見込み30人に対し実績は30人、部活動指導員は当初見込み49人に対し実績は57人となっており、いずれも活動指標を達成しているため、「A」評価としております。「期待する成果が得られたか」については、スクール・サポート・スタッフ配置後の学校の教職員の週の1人当たり平均総勤務時間が配置前の51.4時間から48.1時間と3.3時間減少し、また、部活動指導員が指導した部の顧問教員の週の1人当たりの平均部活動指導時間も配置前の14.5時間から11.5時間と3時間減少していることから「A」評価としております。「今後の課題・改善点等」につきましては、スクール・サポート・スタッフの効果を大規模校だけでなく、小中規模の学校にも及ぶように、配置の基準について検討が必要であると考えております。また、部活動指導員の配置が1校1人では多くの教員の負担軽減までは及ばないこともあり、指導時間数の拡大、1学校への複数配置などが課題となっております。

◇子どもベンチャーマインド育成事業費について

資料６－１及び６－２に基づき説明

(教育次長)

「子どもベンチャーマインド育成事業費」について、御説明いたします。

最初に「事業概要」を説明します。「子どもベンチャーマインド育成事業費」は、小

学校段階において、起業家精神の基盤となるマインドづくりを推進するため、① 起業家・社長による講話の実施、② 企業訪問による社長体験の実施、③ 長期実践プログラムによるマインドづくり を実施する市町村に対し、当該事業に要する経費を補助するものでございます。

①起業家・社長による講話の実施については1校1万円を上限として50校に補助する見込みでしたが、実績は21校となりました。

②企業訪問による社長体験の実施については1校12万5千円を上限として4校に補助する見込みでしたが、実績は3校となりました。

③長期実践プログラムによるマインドづくりについては、1校120万円を上限として3校に補助する見込みでしたが、実績は3校となりました。

次に、「内部評価（活動実績と成果）」について御説明いたします。「活動実績は見込みに見合ったものであるか」については、③長期実践プログラムによるマインドづくりの支援地域件数が当初見込み3校に対し、実績が3校となったことから「A」評価としております。「期待する成果が得られたか」については、令和元年7月に公表された「令和元年度全国学力・学習状況調査」の児童質問の「将来の夢や目標を持っている児童の割合」が84.8%となり、目標である88.0%に対し達成率が96.4%となったことから「B」評価としております。「今後の課題・改善点等」につきましては、本事業の効果がまだ一部の学校に限定されていることから、他の学校への波及について検討する必要があると考えております。

（砂田洋志委員長）

まず、「教職員働き方改革推進事業費」について御意見、御質問あれば御発言をお願いいたします。

（中鉢美佳委員）

スクール・サポート・スタッフについては、19学級以上の大規模校に1名ずつ配置されておりますが、できる限り中小規模校にも配置してほしいと思います。人数は、県内4エリアであん分されているのでしょうか。

（教育次長）

教員の多忙化解消を目標としておりますが、生徒の多い大規模校の方が業務量が多いため、まずは大規模校に配置しております。また、国庫補助金も限られていることから、その有効活用のため大規模校を優先しております。

配置エリアですが、村山地域17人、最上1人、置賜6人、庄内6人となっており、単純な地区割ではありません。

（田中達彦委員）

人数の配置は分かりました。配置された方の働きぶりはどうなのか、チェックする仕組みはあるのでしょうか。

(教育次長)

スクール・サポート・スタッフの業務内容は、教材の印刷、文書の仕分け、学校行事・式典準備の補助等、スタッフごとに様々ですが、学校ごとに業務計画書や報告書を作成しており、これによってチェックしています。

(田中達彦委員)

報告を受ける者は、しっかりやっているはずだと思い込んでしまいます。本当に業務がしっかりなされているのか、現場の実態を検証していただきたい。

(教育次長)

平成30年度から実施し、今後も続けていく事業ですので、現場の実態をしっかり把握していきたいと思います。

(砂田洋志委員長)

全部の学校に配置したいところ、予算の都合があり、大規模校優先ということなんだろうと思います。今後、事業を継続していく中で、できれば中小規模校にも配慮してほしいと思います。

部活動指導員については、せつかく先生に代わって、専門の人材を配置するのであれば、競技成績の向上にもつながればよいと思います。

(教育次長)

実際に部活動指導員として配置されている方は、教員を退職された方、非常勤講師の方などいろいろおります。競技成績の向上にも留意しながら、事業を進めてまいります。

(砂田洋志委員長)

次に、「子どもベンチャーマインド育成事業費」について御意見、御質問あれば御発言をお願いします。

(中鉢美佳委員)

事業目的は納得できたのですが、「将来の夢や目標を持っている児童の割合」という成果指標は、事業目的に合っているのでしょうか。例えば、「友人と協働して何かを企画して、何かをいい方向に変えることができた」等の成果指標の方が、この事業の成果を測りやすいのではないのでしょうか。

(教育次長)

事業の成果を測る指標として何が適当なのかを考えたときに、本県の児童が伸びている伸びていないということを客観的に把握できるものが望ましいと考えました。客観性ということで、全国学力・学習状況調査というものがあるので、その調査の中の設問で、

この事業に最も近いものを選んで指標にしたものです。一方で、事業と成果指標が必ずしもストレートに結びついていないので、この指標は大切にしつつも、より良い指標がないか検討を行っていきたいと思います。

(田中達彦委員)

成果指標については、必ずしも一つに絞る必要はないと思います。今の指標を大切にしつつも、子どもたちのベンチャーマインドの向上に結び付く指標を探していただき、いろいろな指標を組み合わせながら、幅広い視点で評価してもらいたいと思います。

(教育次長)

研究してまいります。

(砂田洋志委員長)

事業の成果の測り方は難しい場合があります。その場合、一つの指標で成果を測るのは無理なので、複数の指標を組み合わせることで評価していくのが良いと思われま

次に議事の二つ目、「公社等の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。

◇公社等の見直しについて

資料 7-1 及び 7-2 に基づき説明

(行政改革課長)

行財政改革推進プランに基づく「公社等の見直し」について説明申し上げます。

県が出資等を行っている公社等の運営管理の適正化を図るため、本県では、平成 28 年 3 月に「公社等に関する指導指針」を策定し、これに基づいて指導・助言を実施してきております。

この指針における「公社等」については、1-(1)に記載のとおり「県の出資の割合が 25%以上の法人及びその他県行政と密接な関係があり県が特に運営管理の適正化を図る必要があると認める法人」としており、今年度は 31 法人が該当しております。この 31 法人について、(2)記載のとおり、所管する各課が指針に基づき「公社等見直し計画」を毎年度作成しております。平成 30 年度決算を踏まえた、今年度の公社等見直し計画の概要につきましては、2に記載のとおりです。また、各課が作成した見直し計画の概要を資料 7-2 にまとめておりますので、併せて御覧ください。

まず、「①財務・経営状況」については、昨年度と同様に債務超過となっている法人はありません。

また、累積損失を有する法人は、平成 29 年度に引き続き、山形鉄道(株)【資料 7-2 /No10】と県埋蔵文化財センター【資料 7-2 /No24】の 2 法人ですが、両法人とも平成 30 年度決算においては純利益を計上しており、この結果、累積損失の総額は 3 億 4 千 3 百万円となり、平成 29 年度比で 3 千 9 百万円減少しております。

特に、累積損失総額のほとんどを占める山形鉄道(株)では、平成 30 年度は、企画列車

の運行や開業 30 周年記念グッズの販売の取組みや、除雪経費の減少などにより、5 百万円の当期純利益を計上したところであり、今後も様々な取組みにより黒字を継続し、累積損失の圧縮を図っていくこととしております。

なお、第 1 回会議で報告申し上げましたとおり、行財政改革推進プランにおきましては「累積損失のある公社等の割合を 10%以下にする」という目標指標を設定しており、平成 30 年度決算では 31 法人のうち 2 法人で 6.5%となっております。

さらに、当期純損失を計上した法人は 7 法人で、平成 29 年度比で 3 法人減少しております。こうしたことから、財務・経営状況は全体的に改善していると考えております。

次に、「②県の財政的関与状況」についてですが、平成 30 年度末日時点において、県が債務保証や損失補償を行っている法人は 6 法人で、保証等の額は 122 億円となっております。122 億円の内訳の主なるものは、県林業公社【資料 7-2 /No28】ですが、これは森林整備事業のために日本政策金融公庫から借入れた資金に対し県が補償しているもので、当該法人では、造成した森林の主伐（成長して木材として利用できるものの伐採）が本格化する令和 31 年度頃までは主伐収入が得られないことから借入金が必要となっているものです。

さらに、県の長期貸付金残高は、林業公社など 3 法人、255 億円で前年度比 5 億円の増、県補助金・委託料の額は 21 法人、77 億円で前年度比 2 億円の増となっております。

各法人においては、「③経営健全化に向けた取組み」として、経費の節減など支出の見直し、会員確保・受託事業の拡大などによる収入の確保に努めるとともに、特に経営環境の厳しい公社等においては中期的な経営計画を策定し健全化に取り組んでいるところです。

なお、参考に※印で記載しておりますが、総務省から速やかに抜本的改革を含む経営健全化方針を策定するよう指導されている 2 つの要件（①債務超過法人、②県の標準財政規模に対する損失補償等の額の割合が 3.75%以上）のいずれかに該当する法人はありません。

最後に、今後の対応・方針ですが、経営健全化等に向けた不断の見直しを進めるとともに、資料 7-2 の右欄にも記載しておりますとおり、平成 28、29 年度に実施した公社等の総点検で整理された方向性に沿った見直しの着実な推進を図ってまいります。

（砂田洋志委員長）

ただいまの説明について、御意見や御質問があれば、御発言をお願いします。

（砂田洋志委員長）

累積損失のほとんどが山形鉄道(株)ですが、経営健全化に向けていろいろと頑張っていると認識しています。

平成 28・29 年度に公社等の総点検を実施しておりますが、約 10 年スパンで大きな見直しを行っているのでしょうか。

（行政改革課長）

特に何年周期で総点検を実施するという定めはありませんが、概ね10年単位で総点検を実施しております。今後もそのタイミングで総点検を実施することを想定しておりますが、総点検を実施しなければならない何らかの事情が発生した場合は、概ね10年という期間にこだわらず、見直しを行ってまいります。

(砂田洋志委員長)

山形鉄道株のような大きな法人については、この委員会以外でも経営状況を審査するものがあるのでしょうか。

(事務局)

山形鉄道株において外部委員等で構成された経営改善に関する委員会や協議会を持っており、そこで毎年経営状況について審議しております。

(砂田洋志委員長)

累積損失についてはなるべく減らし、単年度においても赤字にならないように、しっかりチェックしていただきたいと思います。

その他、事務局から何かございますか。

(行政改革課長)

資料8を御覧ください。

平成30年度に実施した事業の内部評価について、「事業評価個票」を7月31日に県のホームページで公表し、9月末までの2か月間、県民の皆様から御意見を募集しましたところ4件の御意見をいただきました。

この度、御意見の概要をこれに対する県の考え方とともに、資料のとおり取りまとめ、県のホームページで公表しましたので報告申し上げます。

御意見の内容としましては、

- ・評価しやすいように、成果目標をより具体的に設定するべきではないか。
- ・評価を「A」とした理由が不明確なものがある。
- ・評価を「A」とした事業が多く、課題の発見や改善の機会を逃しているのではないか。

というもので、県の考え方を表の右側の列に記載しておりますが、御指摘いただいた点は速やかに改善すべきものと考えております。

意見募集については、昨年度から実施したところですが、昨年度は応募がありませんでした。このため、今年度は、募集期間を昨年度より2週間程度長く設定しますとともに、担当者がFMラジオの番組に出演して直接呼び掛けるなど広報に努めたところですが、しかしながら、初めて4件の御意見をお寄せいただいたとはいえ、ホームページのアクセス数も1,100余りと、まだまだ少ない状況に変わりありません。

今後も更に広報に努めてまいりますとともに事業評価が一層効果的なものとなりま

すよう、委員の皆様のご意見、今回いただいた御意見をしっかりと受け止め、事業評価の取組み自体も改善を進めてまいりたいと考えております。

(砂田洋志委員長)

ただいまの説明について、御意見や御質問があれば、御発言をお願いします。

(砂田洋志委員長)

山形大学人文社会科学部の講義の中に、県職員に講師をしていただく自治体経営論という講義があります。その中で、行政から住民へ発信された情報に対して住民が自らの意見を伝えていくことの必要性を県職員から学生へ教えていただきたいと思っております。

(砂田洋志委員長)

他に皆様から何かございますか。何もないようですので、以上で本日の議事を終了します。議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。

(事務局)

皆様ありがとうございました。ここで、三浦総務部長よりお礼の言葉を申し上げます。

(総務部長)

本日も、長時間にわたり、御審議いただきありがとうございました。今回、「事務事業評価」に御意見を頂戴し、事業を進めるうえで大切なことを数多く御指摘をいただきました。実績を上げられずにいる事業について見直しを行っていくことの大切さ、場合によっては目標設定そのものを見直す必要があるのではないかということ、また、PDCAについては長期で行う場合、短期で行う場合があること、事業を進めるうえでの関係者間での情報共有の必要性、成果指標について、事業目的と因果関係のある指標となるよう研究していく余地があることなどを御指摘をいただきました。いただいた御意見を踏まえて、今後のより良い事業展開や、来年度当初予算の編成につなげていきたいと考えております。次回の委員会は、今年度最後となりますが、3月の開催を予定しております。今後とも皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

(事務局)

以上をもちまして、本日の委員会を終了します。長時間にわたり大変ありがとうございました。